

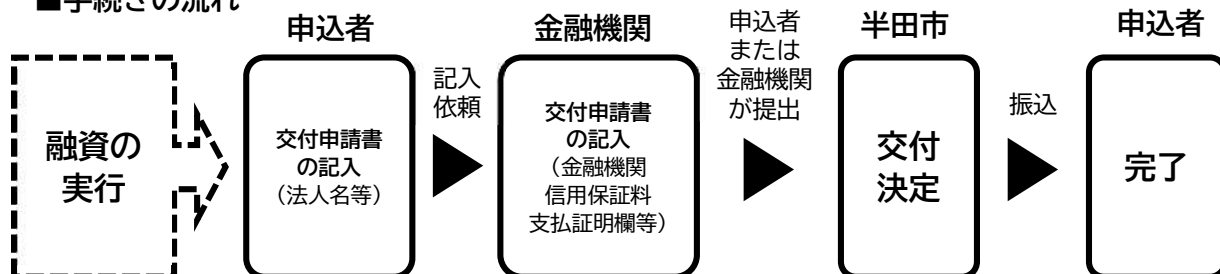
小規模企業等振興資金をご利用の皆さま

半田市は、信用保証料を助成しています！

(小規模企業等振興資金信用保証料助成制度)

小規模企業等振興資金を受けた中小企業者に対し、信用保証料の一部を助成する制度です。
申請される方は、手続きの流れに沿って必要書類をご提出ください。

■手続きの流れ



助成額

信用保証料の50% (当該年度で上限10万円)

【申請額計算における注意事項】

- ※当該年度内ですでに助成を受けており、今回申請額によって合計額が10万円を超える場合は、合計額が10万円となるよう今回申請額を減額の上、申請をお願いします。
- ※信用保証料の50%が10万円を超える場合は、10万円となるよう申請額を減額の上、申請をお願いします。
- ※当該融資の繰上償還がある場合は、信用保証料の50% (上限10万円) に0.5を乗じた額が助成額となります。

例) 信用保証料が30万円で繰上償還がある場合

- ①信用保証料が上限である10万円を超えているため、10万円となる。
30万円 → 10万円
- ②繰上償還があるため、10万円に0.5を乗じた額が助成額となる。
10万円 × 0.5 = 5万円 → 助成額：5万円

申請期限

貸付実行後 30日以内

必要書類

- ・信用保証料助成金交付申請書
 - ・信用保証書の写し
- ※申請書は裏面の記入例を参考にご記入ください。

提出方法

半田市商工企業立地課にご提出ください。

助成金の入金

申請後1～2か月を目途に、指定の口座に振り込みます。



【注意】申請前に必ずご確認ください

■適用除外

- ・小規模企業等振興資金以外の融資の繰上償還 (返済) を目的とする方
- ・信用保証料の分割納付を希望した方
- ・申請期限内に申請書を提出しない方
- ・市税等 (市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料) の滞納がある方

■返納

- ・小規模企業等振興資金以外の借入金により、本融資の繰上償還を行うことで信用保証料が返戻された場合は、助成金の全部もしくは一部を返納していただく場合があります。

申請書の記入について

別記様式（第4条関係）

信用保証料助成金交付申請書

日付は空欄

年 月 日

半田市長 殿

郵便番号
住所（営業場所）
法人名（屋号）
代表者（氏名）

半田市小規模企業等振興資金信用保証料助成金交付申請書です。助成金の交付をお願いします。

■申請金額について■

信用保証料の50%

（当該年度で上限10万円）

※当該年度内ですでに助成を受けており、今回申請額によって合計額が10万円を超える場合は、合計額が10万円となるよう今回申請額を減額の上、申請をお願いします。

※信用保証料の50%が10万円を超える場合は、10万円となるよう申請額を減額の上、申請をお願いします。

※当該融資の繰上償還がある場合は、信用保証料の50%（上限10万円）に0.5を乗じた額が助成額となります

例）信用保証料が30万円で繰上償還がある場合

①信用保証料が上限である10万円を超えているため、10万円となる。

30万円 → 10万円

②繰上償還があるため、10万円に0.5を乗じた額が助成額となる。

10万円 × 0.5 = 5万円 → 助成額：5万円

申請金額

融資金額 万円

融資年月日 年 月 日

繰上償還の有無 有・無
※有の場合、信用保証料を支払います。
※無の場合、信用保証料を支払いません。
※当該年度で上限10万円。

振込口座	金融機関名	本店	支店
	預金種別	1. 普通	2. 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

※半田市小規模企業等振興資金信用保証料助成金交付要綱第7条の規定に基づき、当該融資制度以外の借入金により当該融資制度の繰上償還をすることで信用保証料が返戻された場合、助成金の全部若しくは一部を返納すること。

※本申請に伴い、小規模企業等振興資金信用保証料助成金交付の審査として、市税等の納付状況を市担当者が調査すること。

上記の全ての誓約・同意事項に同意します。（チェックしてください。）

【金融機関信用保証料支払証明】

上記の融資について、融資手続を完了し、保証料の支払を済ませたことを証明します。

取扱金融機関

代表者名

金融機関が記入